

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	後 藤 田 和
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
被差別部落当事者による自己表現に関する研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	川 口 隆 行	
審査委員	教 授	佐 々 木 勇	
審査委員	教 授	佐 藤 大 志	
審査委員	教 授	難 波 博 孝	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、被差別部落当事者による表現活動の歴史の一端を掘り起こし、彼ら／彼女らがどのように部落と向き合い、差別と向き合い、自己と向き合ったのかを明らかにすることを目的としたものである。</p> <p>本論文の指す「被差別部落当事者」とは、分析の対象とする表現者だけではなく、彼ら／彼女らと関わり、表現を受容した人々も射程に含めている。また本論文における「自己表現」とは、自分の思考や感情などを反映させた作品を生み出す行為を意味し、文学創作を主な分析の対象としている。</p> <p>論文構成は、序章（全三節：研究の目的、研究の方法、論文構成のねらい、および研究の対象）、第一部（第一章から第四章）、第二部（第五章から第七章）、第二部（第八章、第九章）、結章（全三節：研究のまとめ、公共性を問い直す被差別部落当事者による自己表現、成果と課題）となっている。</p> <p>第一部「土方鉄に見る表現と運動」では、部落解放運動の渦中に身を置くことで様々な葛藤を引き受けながらも、ひたむきに表現活動の重要性を説いた土方鉄という一人の人物の営為が論じている。</p> <p>【第一章】では、土方の創作の出発点である 1950 年代の俳句と詩の比較を行い、自身の療養体験や部落体験に根差しながらも、当時の反戦平和運動の力学に翻弄される表現主体の葛藤を明らかにした。</p> <p>【第二章】では、韻文から散文に移行した 1960 年代前半の問題について、小説「地下茎」（1961）における初出連載中の改稿過程に注目することで、そこで描き出される部落の人々の〈歪み〉の重要性を明らかにした。</p> <p>【第三章】では、小説から戯曲に移行した 1960 年代後半の問題について、二つの戯曲「殻をぬいだでんでん虫」（1967）と「闇にただよう顔」（1969）の分析を通して、自らが求める表現と運動から求められる表現の間で葛藤する主体のありようを明らかにした。</p> <p>【第四章】では、晩年の土方が書いた詩「病床断片 I・II」（1982）および小説「妣の闇」（1990）の分析を通して、繰り返し自己を再構成し、生成する過程を明らかにした。</p>			

第二部「女性と識字」では、1950年代から1970年代の被差別部落女性に注目し、彼女たちの表現が部落問題に関する言論を問い直す可能性について論じている。

【第五章】では、岡田ます枝に焦点を当てながら、男性優位の思想が色濃く残る1950年代の問題を論じた。男性指導者から共産党綱領のアジテーション的な表現が求められながらも、党派的・政治的言説にからめとられることを回避し、自らの環境や生き方を問題化しようとする岡田の表現の意義を明らかにした。

【第六章】では、下原温子に焦点を当てながら、住井すゑ『橋のない川』が多くの一般読者を獲得する1960年代の問題を論じた。『橋のない川』が広めた部落解放運動に積極的に参画する部落女性といった一面的イメージを相対化し、批評する下原の表現の意義を明らかにした。

【第七章】では、1970年の識字学級に通う部落女性たちの表現を論じた。運動の言説からは読み取ることのできない部落女性の抱える複雑な状況を表現から読み取り、加害と被害という単純な二項対立の図式を突き崩す表現の可能性を明らかにした。

第三部「部落解放運動と公共性」では、「公共性」という鍵概念を手掛かりとして、第一部、第二部で論じた部落解放運動における文化活動を大きく論じ直している。

【第八章】では、部落解放運動が国策樹立請願運動などによって盛り上がりながらも、政治的対立や分裂が生じる1960年代を論じた。この時期の文学や文化活動の言説は、常に政治的なスタンスが問われながら語られるものが多い。運動主流派によって文学に関する忌憚のない議論が抑圧されてしまうなど、部落の文化活動が極めて限定的な場で行われていたことを明らかにした。

【第九章】では、1970年代以降の「差別とたたかう文化会議」の結成や、土方鉄を中心に部落の書き手育成のために文芸季刊誌（現在は文芸誌）『革』の発刊など文化活動の重要性が運動主流派にまで浸透していく過程について、ナンシー・フレイザーが提唱した「ニーズ解釈の政治」という理論的な枠組みを用いて論じている。部落問題を文学・文化の場で問い直すニーズを創り出す試みの存在を明らかにした。

本研究の意義は以下の点に認めることができる。

- 1) これまで研究対象とされてこなかった被差別部落当事者による多くの表現を発掘し、コンテクストとの関わりからその可能性に光を当てたこと。
- 2) 被差別部落当事者たちが自らを表現する場をどのように創出したのかという問題を、「公共性」という概念を手掛かりに捉えなおしたこと。
- 3) 部落差別の固有の問題を掘り下げつつ、自己表現と「公共性」という視座からほかのマイノリティ差別の問題をも問い直す可能性を提起したこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。